

ごみを減らす暮らしづくり

ひとりで始められること

- アクション1 ライフスタイルの転換
- アクション2 生ごみの水切り徹底
- アクション3 雑紙の分別の徹底
- アクション4 プラスチック製容器包装類の分別の徹底
- アクション5 マイバック使用の促進
- アクション6 生ごみ処理機の使用促進
- アクション7 適正排出の厳守

地域の人々と始めること

- アクション8 不用品情報コーナー、再生品の活用
- アクション9 イベントへの参加
- アクション10 環境教育への参加
- アクション11 集団回収活動の推進
- アクション12 効率的な収集・運搬への協力
- アクション13 住民・事業者との情報共有の推進
- アクション14 住民・事業者・行政の相互連携の推進
- アクション15 環境美化の推進
- アクション16 不法投棄・野焼き対策の推進
- アクション17 処理困難物への対応
- アクション18 減量計画書の作成
- アクション19 事業系ごみの不用品情報コーナーの設置
- アクション20 事業系ごみの資源化

制度を整えていくこと

- アクション21 ごみの有料化の調査・研究
- アクション22 事業系受入基準の見直し
- アクション23 プラスチック製品の資源化
- アクション24 剪定枝の資源化
- アクション25 生ごみ堆肥化・循環地域づくり
- アクション26 収集・運搬体制の検討・改善・安全確保
- アクション27 展開検査の強化
- アクション28 処理ルートの特案
- アクション29 住民・事業者の各種活動の支援
- アクション30 災害時の廃棄物の処理体制

※ の箇所は委員の方から頂いた意見を反映しています。

# ひとりで始められること

---

ひとりひとりの心がけで、いますぐ始められる7つの暮らしづくりを紹介します。



## アクション1 ライフスタイルの転換

---

使い捨てる生活からごみを出さない生活へライフスタイルを転換しましょう。

日々の生活の中で気を付けていくことが大切ですが、民間団体の活動や行政の広報紙、ホームページ、各種説明会や見学会などからも情報を収集しましょう。



## アクション2 生ごみの水切り徹底

---

毎日排出する生ごみは、台所の三角コーナーなどで水切りを徹底し、水分を除いてから捨てましょう。

水を切ることで、ごみ処理にかかる負担が軽減されます。



## アクション3 雑紙の分別の徹底

---

燃やすごみに含まれている紙類を分別し、ごみの減量化と資源化に取り組みましょう。

家庭から排出される燃やすごみに含まれる紙類の割合は約14%、資源にできる紙類が多く含まれています。分別を徹底し限りある資源を有効活用しましょう。



## アクション4 プラスチック製容器包装類の分別の徹底

---

燃やすごみに含まれているプラスチック製容器包装類を分別し、ごみの減量化と資源化に取り組みましょう。

燃やすごみに含まれる「プラスチック製容器包装類」や「ペットボトル」の資源物の分別を徹底し、資源の有効活用を推進しましょう。



## アクション5 マイバック使用の促進

---

買い物の際には、ごみとなるレジ袋の利用を抑制し、繰り返し使えるマイバックを使いましょう。

ちょっとした気遣いで、ごみ減量や資源化の促進に協力できます。



## アクション6 生ごみ処理機の使用促進

---

生ごみの資源化を促進するために、処理機の購入費の一部を補助したり、貸出しする制度があります。

制度を活用して、家庭で処理できる堆肥化や資源化を実践しましょう。

家庭でできた生ごみ堆肥を利用した花いっぱい運動などを検討していきます。



## アクション7 適正排出の厳守

---

ごみの排出にはルールがあります。適正な処理を行うためには排出時に決められたルールを守ることが大切です。

決められた日時や指定袋、排出方法を守り、ごみの安全な処理ときれいなまちづくりにご協力ください。

# 地域の人々と始めること

---

家族や地域の人々、事業者がともに始める13の暮らしづくりを紹介します。



## アクション8 不用品情報コーナー、再生品の活用

---

ごみとして排出する前に、不用品情報コーナーを活用しましょう。

また、新しいものを購入する前に再生品を検討しましょう。

リサイクル情報広場事業、生活用品交換広場事業などを実施しており、印西クリーンセンターでは、ごみとして排出された粗大ごみの中から、再利用可能なものを修理・清掃し、再生品として展示・販売を行っています。

長く使うことが1番ですが、不要になったものは、再生品販売や不用品情報コーナーを活用しましょう。

これらの事業については、情報の集約と効率的な運用についても検討を行っています。



## アクション9 イベントへの参加

---

各地で行われているフリーマーケットや環境フェスタなどのイベントへ参加し、リユースやリサイクルを推進しましょう。

環境団体や行政でも各種イベントを展開していますが、駅などでのごみ減量のPRイベントなども検討していきます。



## アクション10 環境教育への参加

---

現在、小学4年生を対象にごみに関する環境教育が実施されています。また、夏休みを利用したリサイクル教室を実施しています。

また、国や企業が実施している環境教育の場にも積極的に参加し、環境への意識を高めていきましょう。

ごみに関する小中学校への体系的な環境教育について、さらなる充実を目指して、関係機関と相談しながら検討していきます。



## アクション11 集団回収活動の推進

---

有価物は地域の集団回収活動に出しましょう。

集団回収には奨励金制度があり、各種団体による資源回収運動など奨励しています。



## アクション12 効率的な収集・運搬への協力

---

ごみ出しの方法や時間を守り、効率的な収集・運搬に協力しましょう。

効率的な収集・運搬は環境負荷低減につながります。



## アクション13 情報共有の推進

---

広報紙、行政ホームページ及び各種イベント等情報発信などを活用して、ごみ減量化・資源化の情報を共有しましょう。

情報を共有化することで、各種ごみ減量化策の効果が期待できます。

今後、量販店・小売店とタイアップして店舗におけるごみ減量化・資源化量のデータ開示=見える化についても研究していきます。



## アクション 14 住民・事業者・行政の相互連携の推進

---

住民・事業者・行政が、ごみの減量化・資源化に向けてそれぞれ役割を果たすと共に、情報交換する場に積極的に参加しましょう。

廃棄物減量等推進審議会や町内会等各種団体との意見交換を実施し、フォーラムなどの情報提供で、住民・事業者・行政の相互連携・協力体制を推進していきます。



## アクション 15 環境美化の推進

---

クリーン推進運動、ごみゼロ運動などに積極的に参加し、環境美化に貢献しましょう。

ポイ捨て等防止啓発、清掃用具等の貸出などを実施していますが、さらに環境美化の推進を図るため、住民の意識（マナーなど）の向上や資源化促進を図ります。



## アクション 16 不法投棄・野焼き対策の推進

---

不法投棄防止パトロール、監視カメラの設置、不法投棄物協働撤去事業及び広報紙・ホームページでの啓発などを実施しています。

ごみの不法投棄や野焼きは法律違反です。絶対にやめましょう。

今後、不法投棄を発見したときに携帯電話やスマートフォンにて通報するアプリの導入などを研究していきます。



## アクション 17 処理困難物への対応

---

ごみごとに処理の方法が異なりますので、ごみを出す時にはよく確認しましょう。

通常の処理ができない処理困難物については、最適な処理方法を再確認したうえで、資源循環も考慮した適正な処理ルートを確保し、住民への十分な理解と協力が得られるよう、わかりやすい処理の方法・出し方について説明していきます。

また、「処理困難物ストックヤード」を整備し、ストックした処理困難物を一括リサイクル・処分することで、適切かつ能率的に循環社会形成の推進を図ります。



## アクション 18 減量計画書の作成

---

事業者は、減量計画書を作成し、ごみの減量化・資源化に取り組んでいきましょう。

多量排出事業者の減量計画書の作成・提出を引き続き実行するとともに、それ以外の事業者に対しても指導していきます。



## アクション 19 事業系ごみの不用品情報コーナーの設置

---

店舗・オフィスで発生した粗大ごみなどは、事業所間で情報を交換し、再使用に取り組みましょう。

今後、事業所間でごみとして排出する前に活用できる場として不用品情報コーナーの設置を検討していきます。



## アクション 20 事業系ごみの資源化

---

事業者は、分別を徹底し、ごみの資源化に取り組みましょう。

シュレッダーにかけた紙類の資源化など、具体的な減量化・資源化の方法提示について検討していきます。

# 制度を整えていくこと

---

組合及び構成市町で、ごみ減量化・資源化に向けた制度を整えていきます。



## アクション 21 ごみの有料化の調査・研究

---

一部市町では、すでに粗大ごみ有料化、燃やすごみの有料化を実施しています。

さらなるごみ排出の抑制効果を見込み、印西地区全体のごみの有料化制度の導入を推進します。



## アクション 22 事業系ごみの適正搬入

---

事業系ごみの適正処理、減量化・資源化を促進するとともに処理手数料の適正化を確認していきます。



## アクション 23 プラスチック製品の資源化

---

容器包装リサイクル法適用以外のプラスチック製品の資源化についての効果を調査・研究します。



## アクション 24 剪定枝の資源化

---

枝粉碎機貸出事業などを実施していますが、今後も引き続き、剪定枝の資源化効果、排出量、リサイクル試験などを調査・研究します。



## アクション 25 生ごみ堆肥化・循環地域づくり

---

生ごみの収集、運搬、保管に協力が可能なモデル地区を選定するとともに、農家の協力を得て堆肥化の試験を行うなど、循環地域づくりを研究していきます。



## アクション 26 収集・運搬体制の検討・改善・安全確保

---

地域特性や将来予測されるごみ量の増加及び多様化に対応し、収集・運搬体制の改善を図るとともに、安全を徹底していきます。

また、住民目線での安全対策必要箇所の調査・対策を講じると共に、排出抑制・資源化の推進、サービスの均一化、安定処理及び適正排出の徹底と効率を高めるための検討も行います。



## アクション 27 展開検査の強化

---

適正排出の確認と排出状況を把握するため、印西クリーンセンターでの展開検査を強化します。



## アクション 28 処理ルートの特案

---

資源化を推進するための新たな処理ルートを調査・研究していきます。



## アクション 29 住民・事業者の各種活動の支援

---

生ごみ処理容器等購入費補助事業、有価物集団回収奨励金事業、廃棄物減量機器貸出事業などにより、住民・事業者のそれぞれが主体となって行うごみ減量化・資源化活動を支援します。



## アクション 30 災害時の廃棄物の処理体制

---

災害時の廃棄物処理については、地域防災計画及び震災廃棄物処理計画により定めています。

災害時の廃棄物の処理体制については、千葉県及び近隣自治体との協定を締結していますが、今後も大規模災害に備え、万全な体制を整えていきます。